

業務の運営に関する規程

第1条 求 人

- 1 当社は、第4条6の取扱職種の範囲等に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理致します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理致しません。
- 2 求人の申込みは、求人者またはその代理人が直接来社されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来社できないときは、郵便、電話、ファクシミリ又は電子メールによる申し込みでも差し支えありません。
- 3 求人の申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件を予め書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、予め書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。（この場合、書面は後日提出してください）

第2条 求 職

- 1 当社は、第4条6の取扱職種の範囲等に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理致します。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理致しません。
- 2 求職の申込みは、本人が直接来社されて、所定の求職票によりお申込みください。
- 3 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、当社に特別の登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込の手続きを省略致します。

第3条 紹 介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。
- 2 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話致します。
- 3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件を予め書面の交付又は希望される場合にはファクシミリの利用若しくは電子メール等により明示致します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、予め書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができないときは、あらかじめそれらの交付以外の方法により明示を行います。
- 4 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行致しますので、その紹介状を持参して求人者へ行っていただきます。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任を持って紹介の労をとります。
- 6 当社は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業または作業閉鎖の行われている間は求人者に紹介を致しません。
- 7 就職が決定しましたら求人された方から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第4条 そ の 他

- 1 当社は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応致します。
- 2 当社の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から当社に対して、その報告をしてください。
また、当社の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6か月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から当社に対して報告してください。
- 3 当社は、求職者または求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱い致します。
- 4 当社が職業安定法に基づく業務に関して広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、当社が当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- 5 当社は、求職者または求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取り扱いは一切致しません。
- 6 当社の取扱職種の範囲等は、近畿地方、三重県、関東地方の一般事務の職業、会計事務の職業、営業・販売関連事務の職業、事務用機器操作の職業、販売類似の職業、電話交換手です。
- 7 当社の業務の運営に関する規程は、以上のとおりであります。当社の職業紹介関連業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は担当者に詳しくおたずねください。

令和7年7月9日

南都マネジメントサービス株式会社

〈ご参考〉 労 働 相 談 窓 口		
窓 口	電 話	住 所
奈良労働局総合労働相談コーナー	0742-32-0202	奈良市法蓮町 387(奈良第3 地方合同庁舎 2 階)
奈良総合労働相談コーナー	0742-85-6437	奈良市高畑町 552(奈良労働基準監督署内)
葛城総合労働相談コーナー	0745-40-4500	大和高田市大中 393(葛城労働基準監督署内)
桜井総合労働相談コーナー	0744-42-6901	桜井市栗殿 1012(桜井労働基準監督署内)
大淀総合労働相談コーナー	0747-52-0261	吉野郡大淀町下淵 364-1(大淀労働基準監督署内)